

# 総務委員会会議録

日時 令和元年10月1日(火) 開会時間 午前10時1分  
閉会時間 午後3時12分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹  
副委員長 大久保俊雄  
委員 鈴木 幹夫 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇  
白井 友基 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文 総合政策部長 渡邊 和彦  
オリンピック・パラリンピック推進局長 赤岡 重人 県民生活部長 弦間 正仁  
リニア交通局長 三井 孝夫 総合政策部理事 森田 貴夫  
総合政策部次長 高野 和摩 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 長田 公  
オリンピック・パラリンピック推進局理事 塩野 開  
県民生活部理事 三井 薫 県民生活部次長 小澤 祐樹  
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 小田切 春美  
リニア交通局リニア推進監 望月 一良 リニア交通局次長 深澤 宏幸  
リニア交通局次長 大野 健 リニア交通局技監 小田切 浩  
政策企画課長 染谷 光一 広聴広報課長 内藤 卓也  
地域創生・人口対策課長 津田 裕美 外国人材受入支援課長 高橋 直人  
オリンピック・パラリンピック推進課長 草間 聖一  
北富士演習場対策課長 丸茂 敏樹  
統計調査課長 三井 徹也 消費生活安全課長 塚原 理宏  
生涯学習文化課長 酒井 明美 世界遺産富士山課長 土屋 隆  
私学・科学振興課長 井上 泰子  
リニア推進課長 石寺 淳一 交通政策課長 三井 一

公安委員会委員長 武田 信彦 警察本部長 原 幸太郎  
警務部長 大泉 雅昭 刑事部長 市川 和彦 交通部長 切刀 康友  
警備部長 窪田 圭一 生活安全部長 荒居 敏也 首席監察官 岩柳 治人  
理事 若月 誠 警察学校長 加々美 誠 総務室長 比留間 一弥  
警務部参事官 天野 英知 刑事部参事官 瀬戸 良広  
交通部参事官 加々見 政治 警備部参事官 小林 信一  
生活安全部参事官 宮川 俊樹 警務部次長 吉田 一成 会計課長 大森 伸  
教養課長 五味 雄二 監察課長 川口 守弘 情報管理課長 三井 幹夫  
地域課長 水野 幸一 少年・女性安全対策課長 進藤 明  
生活安全捜査課長 鈴木 芳忠 通信指令課長 姫野 賢司  
捜査第二課長 今橋 敦 組織犯罪対策課長 藤田 貴仁  
交通指導課長 遠藤 弘 交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 廣川 勉

警備第二課長 相模 稔

総務部長 鈴木 康之 防災局長 井出 仁 会計管理者 岡 雄二  
人事委員会委員長職務代理者 中嶋 琢雄 代表監査委員 小島 徹  
選挙管理委員会委員長 中込 まさる  
総務部次長 渡邊 雅人 防災局次長 小澤 浩  
総務部次長（人事課長事務取扱） 村松 稔  
職員厚生課長 古屋 友広 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一  
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人  
市町村課長 村松 茂樹 情報政策課長 若尾 誠  
防災危機管理課長 細田 孝 消防保安課長 若尾 哲夫  
出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美 管理課長 小林 司  
工事検査課長 樋口 有恒  
人事委員会事務局次長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也  
監査委員事務局次長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

#### 議題（付託案件）

- 第 89 号 山梨県職員給与条例等中改正の件  
第 91 号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件  
第 96 号 山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例中改正の件  
第 102 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 3 条地方債の補正  
第 108 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款の補正

- 請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について  
請願第 1 - 4 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて  
請願第 1 - 5 号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて  
請願第 1 - 6 号 新たな過疎対策法の制定について

審査の結果 付託案件について、第 89 号、第 91 号、第 96 号、第 102 号、第 108 号については原案のとおり可決すべきものと決定した。請願第 1 - 2 号については継続審査すべきものと決定した。請願第 1 - 4 号については不採択すべきものと決定した。請願第 1 - 5 号及び請願第 1 - 6 号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 10 時 1 分から午前 11 時 28 分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局の審査を行い、休憩をはさみ、午後 1 時から午後 1 時 23 分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、

午後1時43分から午後2時40分まで、途中休憩をはさみ、午後3時10分から午後3時12分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

※第102号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

(ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費補助金について)

杉山委員 リの3ページ。今説明があったんですが、ユニバーサルデザインタクシーということでありませけれども、外国人や高齢者という御説明があったんですけれども、具体的にどういった事業内容なのかということをお聞きしたいと思います。

三井交通政策課長 事業の内容ですが、現在、コンフォートという一般にセダン型のタクシーが走っておりますが、ユニバーサルデザインタクシーは、車椅子を後方からスロープをつけて乗せる車です。これは車内が広く、身体障害者や高齢者の方、荷物を多くお持ちになる外国人観光客に、このユニバーサルデザインタクシーが非常に有効だと言われております。

これまでタクシー協会と導入につままして協議をしてまいったところでございますが、県内のタクシー業者につまましては零細企業も多く、なかなか新規車両の購入が難しく、中古車両を購入して運行を維持しているという実態もあることから、UDタクシーの県内での導入促進を図るために、タクシー協会と協議をしてまいりました。今回この補助金交付の制度についての協議が調いましたので、1台当たり30万円を上限とし、今年度12台を県内のタクシー協会が導入するというものであり、360万円を計上させていただくところでございます。

杉山委員 今の説明では、車をワンボックスのような背の高い車にかえるということだと思うんですが、今回1台当たり30万円という上限になってはいますが、その30万円で果たしてタクシー事業者はそういう車に移行できるのか、この30万円が妥当なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

三井交通政策課長 一般のセダン型タクシーのコンフォートの車両と、UDタクシーの車両の価格差が約90万円ございます。この90万円の差額につままして、国でも補助金がございます、60万円の補助になります。事業者においてこの国の補助金も併用する中で、差額の30万円を今回補助するために金額を設定したところでございます。

杉山委員 いずれにしても、こういった補助でユニバーサルデザインタクシーを普及さ

せるという事業ですから、結果的にこの事業をきっかけに、そういった車がふえるということが目的だと思います。そういう意味では、これがきっかけで、そういうタクシーがふえることになればいいなとは思いますが、今、インバウンドや高齢者社会といった時代の中で、この事業は単年度で終わるのか、ずっと継続するのか、その辺の将来的な考えはどうでしょうか。

三井交通政策課長 来年7月に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これを契機に、今後も外国人観光客等も増加していくと考えられることから、当面は3年間の事業ということで考えているところでございます。

杉山委員 先ほども言いましたけど、そういったタクシーがふえるということが目的になっているわけですから、それは当然、事業の経過を見ながら、事業者が導入しやすいよう、また、そういった車が最終的には普及していくということになるよう、途中で見直しも必要になってくるかもしれませんけれども、そういったことを見ながら進めていただきたいと思います。

卯月委員 関連して質問させていただきたいと思います。ユニバーサルデザインタクシーですけれども、健常者の方も障害のある方も、誰でも気軽に使えるというイメージだと思います。しかし、実際には車椅子の利用者で、予約をしても車が足りないとか、そういった指定はできないとか、スロープの設置が難しいといったことで断られるケースが多発しているという報道もされております。

10月30日にオリンピック300日を前にして障害者団体から調査も始まるということも聞いていますけれども、本県においてはこうしたことがないように、助成先には指導するべきだと思いますけれども、そのことについて県の考え方を伺いたいと思います。

三井交通政策課長 委員がおっしゃるとおり、アンケート調査で障害者団体等から4人に1人がお断りされたといったことがあると言われております。これにつきましては、全国ハイヤー・タクシー協会等の情報によりますと、やはり車椅子の乗車に時間がかかるということが大きな原因ではないかと言われております。今、UDタクシーの中で多くを占めておりますのがジャパントクシーというトヨタのものですが、これまではタクシーのスロープ設置に約16分の時間を要していたということですが、ことし3月からジャパントクシーの車両の改善により3分程度に短縮されております。また、県内のタクシー協会に確認しましたところ、現在、UDタクシーの運転手のマナー向上に関して、ユニバーサルデザイン研修を年に2回実施しているとのことでございます。その中で、車椅子の取り扱いや、スロープの設置方法等について研修をしているということでございます。県といたしましても、この補助金を交付するに当たりましては、他県では乗車拒否というような事例があることを踏まえて、そういったことがないように職員、運転手の育成にしっかり対応するよう、補助金交付とあわせて、タクシー協会等に指導をしてまいりたいと考えております。

卯月委員 こういった乗車拒否や予約拒否が多発していることに関して、国交省においても昨年の11月8日付で、車椅子利用者の乗車拒否は道路運送法に違反するという通達を出しているようです。そのほか予約であるとか、配車のことについても徹底するように通達が出ているようですが、県としてもぜひ具体的にこういった指導をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

三井交通政策課長 昨年、国交省から各地方運輸局、また、全国ハイヤー・タクシー協会に、乗車拒否は法令違反になるということでもしっかり傘下の協会員に指導するようということが発せられています。したがって、こういったことは明確に違法になるということもしっかり伝えながら、タクシー協会には適切な乗車の運行がなされるよう、しっかり指導してまいりたいと思います。

(駐日大使向け情報発信事業費について)

鈴木委員 オリピック・パラリンピックの2ですけれども、駐日大使向け情報発信事業というんだけど、この事業は基本的にどんな流れになっているのか、お聞きしたいんですけども。

草間オリピック・パラリンピック推進課長 本事業は、まず各国の駐日大使や大使館に対して、知見を有する方と職員がPR用の県産品などを持参して訪問いたしまして本県の魅力を紹介するとともに、自国に対して強い影響力のあります駐日大使に山梨のファンになっていただくためのツアーへの参加意向確認を行うものであります。

次に、参加意向のあった駐日大使等を対象に本県の魅力を直接見て触れていただく山梨紹介ツアーを本年度に実施して、駐日大使や大使館との関係の構築を図ってまいりたいと思っております。

鈴木委員 いいことだけど、これは、基本的にはどこの国をターゲットにするの。

草間オリピック・パラリンピック推進課長 ターゲットですが、まず、現在観光部ではイスラム圏からの観光客の受け入れを、また、農政部ではアラブへの農産物の輸出に力を入れておりますので、まず中東諸国を対象にしたいと考えております。

鈴木委員 やる以上は効果というか、何を期待してこういうことをするのか。

草間オリピック・パラリンピック推進課長 大使館への訪問やツアーの実施によりまして、自国に対して強い影響力がある駐日大使に山梨のファンとなっていただき、これを起点としまして、まず日本に在住する自国の方々に対して本県の紹介を広めていただくことを期待しております。

次に、明年のオリピック・パラリンピック開催時に自国から来日する選手、あるいは要人、観戦客に対しまして山梨へのツアーを推薦してもらうことによりまして、オリピック・パラリンピック時の外国人観光客の増加やその後の本県への継続した誘客の増加につながるものと考えております。

桜本委員 例えば、そういった要人が県内へツアーという形で来る場合、警察の関係についてはどのような対応をとるんですか。要人ですよね。

草間オリピック・パラリンピック推進課長 それぞれの各国の要人が来る場合についてですけども、その状況に応じてですが、県警等と相談する中で、場合によっては警護や護衛なども必要かと考えております。

桜本委員 今、ハラルということで、そういった中東の国に対応していきたいということですが、今まで食事に関することですか、そういったところは徐々に整備されているようですが、例えば急な病気など、ハラルに関係する方々の医療体制もできているんですか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 今回のターゲットとしまして、中東諸国を検討しているところですが、委員のおっしゃるとおり中東諸国につきましては、ハラルでも非常に厳しいところと話に聞いております。県内に来たときの食事などにつきましても、非常に気を使うところもあるかと思っております。もし本県に来た際に病気やけがをされた場合についてですが、やはりハラルとしての治療法もあると思っておりますので、これについては今後しっかりと研究、勉強していきたいと考えております。

桜本委員 これから勉強、研究という中でも、今はもう10月に入って、こういう段階で、たくさんできるわけではないわけですから、今からここをしっかりとやりますよという、例えば幾つかに絞ってそこをターゲットとして、その国の習慣なり、宗教性といったものを具体的に絞っていったほうがいいのかと思うんですが、もうある程度絞られているんですか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 来年のオリンピック・パラリンピックに向けて1年を切って、もう時間もないところではございますけども、中東諸国の中でも幾つか観光部及び農政部で輸出や誘客に向けて取り組みたいという国がありますので、それらを中心に本県への誘客を考えていきたいと思っております。具体的には、例えばパレスチナとか、クウェート、バーレーン、ヨルダンなどを対象にしたいと考えております。

(マイナンバーカード普及促進事業費について)

山田(七)委員 政の2ページ、マイナンバーカード普及促進事業についてお伺いたします。令和2年度に予定されている、マイナンバーカードを活用した消費活性化策とありますけれども、具体的にどのような策なのか教えてください。

染谷政策企画課長 まず、消費活性化策につきましては、国において、現在、子育て世帯にプレミアム商品券、それから中小企業の店舗での消費税のポイント還元という制度を10月から始めることになってございます。その制度は来年7月ごろ終わってしまうということがございまして、その後の消費活性化策として、マイナンバーカードを使ったものを今考えているというところでございます。内容につきましては、マイナンバーカードにICチップが埋め込まれていますので、そこに個人のマイナンバーを登録していただいて、そのカードを使って買い物していただく。そうすると、例えば2万円ぐらい買うとプレミアムポイントが5千円つくといった政策を考えております。そのため、マイナンバーカードがないとプレミアムポイントを付与できないこととなりますので、マイナンバーカードを今から普及させていくということでございます。

山田(七)委員 2015年にマイナンバー制度に移行して、これまでもカードに移行しようといった中で、さまざまな新聞やテレビなどでこういった広報をやってきたと思うんですけれども、現在、県内でマイナンバーカードの普及率はどのぐらいなのかわかるでしょうか。

染谷政策企画課長 現在のマイナンバーカードの普及率といたしましては、山梨県人口に対する普及率が10.9%、これが令和元年7月1日現在ということでございます。

山田(七)委員 ここ何年か普及活動、広報をしてきて、この10.9%という中で、今回そ

れをもっと普及させていこうということなんでしょうけれども、今までと違った広報を何か考えているんでしょうか。

染谷政策企画課長 普及方法としては、新聞広告、それから市町村の担当者を対象とした説明会を今予算化してございますけれども、実は今回マイナンバーカードにつきましては、行く行くは健康保険証として活用するというのも国では考えてございます。そうすると、全ての方にマイナンバーカードを取っていただく必要があるということで、その辺は国と合わせてしっかり広報していきたいと考えてございます。

山田（七）委員 これは国の補助事業なので、それほど私も追及する気はないんですけども、こうやってプレミアムがついたりポイント還元があったりするということは、マイナンバーカードに移行することによって、県民の皆さんが若干でも暮らしやすいというような状況ができるという中で、本当に県内の普及率を上げていただきたいなと思うんですけども、それについて県の考え方をもう一度伺いたします。

染谷政策企画課長 今回、広報につきましては、全国紙については国のほうで広報をしっかりとするというのでございまして、地方紙において県主導で広報をするという、2通りの役割があると思ってございます。国と一体となって広報活動をしっかりと実施していきたいと考えております。

桜本委員 普及率10.9%という数字をお聞きしたんですが、例えば普及といっても目標値があると思うんですね。例えば3年後にはどのくらいに持ってきてたいと、国の考え方もあると思うんですが、山梨県の場合、長期的な普及率のアップについて、どのような見通しを持っているのでしょうか。

染谷政策企画課長 政府がマイナンバーカードを健康保険証として利用することは既に決定ということでございます。今後急速にカードの交付申請がふえるということを考えておりますが、当面8割くらいはいきたいと考えてございます。

桜本委員 何年先に。

染谷政策企画課長 令和3年です。

桜本委員 令和3年までに、今から7倍も普及させるということであれば、例えば今回は263万円くらいの予算ということで考えると、相当の金額がかかると思うんですが、その令和3年に80%というのは、どういう段階を踏みながらの80%ですか。

例えば、それは市町村の目標もあると思うんですね。あまり急激に数字ばかり先行して実態と合わない目標をつくっても、それに県民は踊らされるだけであって、やはり市町村との積み重ね、あるいは県の目標数値というところの整合性を持たせていかなければならないと思います。国として、令和3年までに80%の普及率を求めているんですか。

染谷政策企画課長 まず当面、公務員は率先してマイナンバーカードを取れということになってございまして、例えば、地方公務員共済組合からは各組合員に簡単に申請できるような書類が送られてきているところでございます。そもそもカード交付

は市町村の事務でございますので、県は市町村と連携する中で、円滑な交付のため、市町村の支援などをしていきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第 1－2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について**

意見

杉山委員 この第 1－2 号の請願につきまして意見を述べさせていただきます。本請願の趣旨は、核兵器禁止条約に関することでありまして、国の外交、安全保障政策に関連していることから、地方議会が意見を出すことは慎重に考慮しなければならないと考えております。したがって、現時点で本請願は継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第 1－5 号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて**

意見

早川委員 この意見書の提出について意見を言います。国及び地方団体の私学に対する助成措置は、地方交付税と国庫補助金である、私立高等学校等経常費助成等補助事業の 2 つを財源に、県が助成をしているところです。国の私立高等学校等経常費助成等補助事業は本県の私立学校運営費補助金の貴重な財源として、公教育に果たす私学の重要性と厳しい運営状況を考えますと、国の財政支援のさらなる充実が必要であると考えます。したがって、本請願は採択すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑

(中央東線のダイヤ改正について)

桜本委員 交通政策課に対して質問を行います。JR東日本のたび重なるダイヤ改正に対する対抗措置として、今までは国に陳情するとか、そういった形をずっと続けてきているわけですが、その中でまず、鉄道事業者がダイヤを改正しようとする場合の手続の流れについて御質問いたします。

三井交通政策課長 鉄道事業者がダイヤ改正をするに当たりましては鉄道事業法の規定に基づきまして、あらかじめダイヤ改正、運行計画の変更にかかわる届出書を国土交通大臣に提出することになっております。あらかじめというのは、極端な話、ダイヤ改正を予定する前日までに届け出を行うこととなります。また、届出書には変更しようとする運行区間、ダイヤの発着時刻、実施予定日、添付する書類としては最高速度が安全上問題ないということを立証する書類をつけるという内容になっております。

桜本委員 その届出書というものは法律で厳格に決まっているかと思うんですが、どんな理由でダイヤを改正するのかという、そういったものについては根拠というか、ダイヤ改正をこういう理由で行いたいという、そういったデータというものを提出しているのか。あるいは、我々にもそういった提出資料の中身というものが開示されているのか、お答えください。

三井交通政策課長 ダイヤ改正の届け出につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、法律、政令等で規定されておりますが、委員御質問のダイヤ改正の根拠でありますとか、その裏づけとなるような各種データ、あと、それらの外部への開示というものは、現行制度上、規定はございません。

桜本委員 それでは我々都道府県としても、あるいは沿線の停車する自治体にとっても、何のデータに基づくものもなく簡単に切られてしまう。例えば、これによって各沿線の自治体における商業、例えば旅館業だとか観光業に対する影響というものがあるならば、例えばそれに伴う各種団体等における減額に対して、公共性をもった機関に対して損害賠償みたいなものも要求できるんじゃないんですかね。

三井交通政策課長 そのバックデータというものについては、開示がなされていません。ダイヤ改正の目的という部分につきましては、ダイヤ改正に伴うプレスリリースの中で、JRからその目的がどういったものかということが開示されております。今回の3月のダイヤ改正の際の理由につきましては、速達性の確保ということで、具体的には新宿・甲府間を3分短縮、新宿・松本間を6分短縮ということが目的ということで承知しております。また、JR東日本から、停車駅の削減に至ったバックデータ、考え方等につきましては開示がないため、県といたしましても、JR東日本にこのことについて開示要求しているところでございます。JR東日本からは、駅の利用者数、また人口、観光客の入り込み客数等の公的データ、そういったものを総合的に判断して対応しているということのみの回答でございまして、具体的なデータについては開示をいただけないという状況でございまして。

委員からお話がありました、そういった損害が発生しているのであれば、そのマイナス部分について損害賠償請求までもということではございますが、損害賠償につきましてはその損害の発生となる要因、これが違法性とかそういった部分と関連することだと思えますし、またその損害額の算定等々、課題は多いことと思えます。このことにつきましては、引き続き強力な要望体制をJRに

対して行っていかなければいけないということで、これまでも行政での要望ということにつけ加えまして、今年度は関係する県選出の国会議員にも同行等を要請いたしまして、そういった体制をもって強力な要望活動をとるということで拡大して対応してまいりたいと考えております。

桜本委員

各駅というんですか、そこにまたがる市町村、あるいは観光業者、それぞれ影響のあるところにどれくらいのマイナスがあったかということは、やっぱりバックデータを我々も持つということも重要だと思うんです。単なる「お願いします、頼みます」という段階は過ぎていると思います。その中で、相手がJR東日本でありますから、この中央東線高速化促進は、山梨、長野だけの問題じゃないと思うんです。JR東日本は広域にわたっているわけですから、例えば、福島県とか山形県とか東北地方にも、あるいは関東一円にもまたがっている。そういったところの同盟会、団体との情報交換や情報交換というのはされているわけですか。

三井交通政策課長 今、委員御指摘の関東近県、あるいは東北地方のJR東日本管内におけるJRに対する要望活動について、その詳細は把握しておりませんが、あることは承知しております。そういったところとの連携などが今現在あるのかということにつきましては、今の段階では他の同盟会との情報交換というものが薄くなっております。今後、同様の同盟会等との情報交換等もしながら、他県の状況等を踏まえ、本県のJRあるいは国に対する対応に生かしていきたいと考えております。

桜本委員

この中央東線も長野県、山梨県を含めると、衆参両院で17名の国会議員の方がいます。制度の改変など、そこまで要求するには、やはり国会議員の数の力、衆議院でも参議院でも数の力というものが、多数決の議論では必要になってきます。

その中で、やはり青森県とか宮城県、山形県、福島県、関東の中にも、我々と同じように、一方的にJR東日本からダイヤの改正を突きつけられて、非常に地域が、地方が疲弊をしている。そのことに対して、やはり各県の状況を調べながら、それを一つにまとめて、数多くの国会議員から賛同を得て、JR東日本の本当に独断的なダイヤの改正に立ち向かっていく、そういった姿勢を山梨県でも見せていく必要がある。それについて、今回の本会議の中で、知事もある程度その部分に言及しているかと思えます。ぜひ、他県の期成同盟会のこととも研究しながら、もっともっと膨らみをもった対応をしていただきたいと思います。最後にお答え下さい。

三井交通政策課長 JRに対する要望活動について、御指摘のとおり、現在、他の同盟会との連携というものがございませんので、今後しっかりと情報交換して状況を把握し、その連携の可能性についてよく研究してまいりたいと思えます。

また、中央東線に関する国会議員17名に顧問として就任いただいております。5月16日の要望活動につきましても、先ほど御説明申し上げたとおり国会議員の先生方にも御協力をいただいて、非常にお力添えを強力にいただいているところでございます。また、これは自由民主党ですが、中央東線の関係で国会議員で構成する議員連盟がございます。この議員連盟に対しましても、今後このJR東日本のダイヤ改正に関することを中心にお力添えを賜るよう対応をお願いしたいと考えております。

鈴木委員

関連するけども、確かに国とかそういうレベルであるかもしれないけども、ダイヤ改正された後、実際に私も行ってきたんだけど、西野副社長だったかな。国鉄時代から今、民営化して株式会社になっていて、JRが勝手にやってるんだと。勝手にやったんだと。ダイヤ改正を。「山梨県には言ってるよ」って言ったけど、はっきり言ったのか言わないのか県議会でもわからないし、要は、例えば石和温泉駅にしても、塩山駅にしても、山梨市駅にしても、決まってからこうなりましたよなんて、そんなばかなことはないんだよ、実際。県にどういふことでこうなったかということをはっきり明記してやったんだろうなど私は解釈したんだけど、その辺があのかのときのダイヤ改正では何もないんですよ。その辺のいきさつはわかりますか。

三井交通政策課長 3月16日のダイヤ改正につきましては、昨年12月に発表がございました。県への情報提供につきましては、通常ダイヤ改正の数日前にこういったことであるという説明があるわけですが、この12月の発表に関しましても、直前にJRから情報提供があったという状況でございます。

鈴木委員

だからだめなんです。なぜあの当時、多分知事選やってたのかな。その憤りというのは、私もいろんな駅の地域の皆さんから聞いたけど、本当にどこに怒っていいの。県に怒っていいの、それとも株式会社に怒っていいのかわからないけど、「勝手に決めて」というのが本来の皆さんの意見だったんです。だから、それはやはり、株式会社がだめだったら国鉄に戻してしまえと、私は、党本部へ行って極端だけと言ったんだ。そんな社長、副社長だったら山梨県のためにはならないんだから、そういう極端な話もさせてもらったけども、実際、山梨県に対して、こうなるからこうなってこうだよと、確かに乗降客は少なくなっただけかもしれないけども、でもそれに対して、地域とすれば、観光イメージからしてもうまくなんじゃないかっていうこともあるから、やはり要望に行っただけならいい。実際、西野副社長は好意的だとは思ってたけども、はっきり、こういうことでこういうことだからこうだよというものをちゃんと出して、そして地域でも、県議会議員でも、そういう周知をしなければまた同じことになってしまう。だから、簡単に増便したからいいという問題じゃなくて、これはやっぱりそういう体制を変えなきゃいけないと思うし、それは強力に注文つけるときは注文つけないでだめだと思う。局長どう思いますか、そういうものは。

三井リニア交通局長 5月の要望のときには委員長、副委員長、鈴木委員に御同行いただきました。西野副社長からも情報提供や相談について一部謝罪もあったかと記憶しております。いずれにしましても、今後の対応といたしましては、桜本委員もおっしゃいましたように戦略的なことも考えながら、とにかく実を結ぶようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。それにつきましても、委員にはまたお力添えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(人口減少対策について)

桜本委員

人口減少対策に関する政策提言への対応状況について伺います。去年7月、人口減少に関する政策提言を、県議会として知事に提出したところであります。約40項目にわたり提言をさせていただきましたが、今回、新たな総合計画の素案ということも含めて、当初予算から進めていく段階の中で、非常にうまくいっている点、あるいは進捗状況が思わしくない、また、新たにこういったものを加えてあるということについて、お答えください。

津田地域創生・人口対策課長 人口減少対策に関する議会からの御提言に関しましては、昨年御提言いただきまして、各部局におきまして、できるものからスピード感をもって実行するという対応でございます。現時点での状況でございますけれども、新たな事業を立ち上げたものとして、県内での移住相談の実施ですとか、小中学生による県内企業の見学など、合わせて17項目で新規事業を立ち上げたところです。ほかに既存事業を拡充したり、運用を工夫したりして対応するというものもございまして、合わせて40項目中34項目について現在対応をしているところでございます。残りにつきましても実現できるように、各部局において検討をしているところでございます。

桜本委員 この中で、新たな総合計画の素案ということで、2060年で本県の人口は、施策の効果があらわれた場合でも59万人だと公表されたわけなんです。その中で、去年の提言の中でも、この県の考え方に沿った市町村の計画、その27市町村の積み重ねによって、やはり全体の推計というものが出てくるわけなんです。今回の公表について市町村がどのような考え方をしているのか。何か情報は入っているでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 今回、新しい総合計画の素案の中で、人口ビジョンの案を示してございますが、公表して以来、市町村からは幾つか問い合わせがございました。内容につきましては、ビジョンの中で示した人口の将来展望のあり方、こういった流れでこういった施策をして、この人数になるといったところについては特に御意見はまだないんですけども、各市町村の状況はどうなるかといった質問はございました。このビジョンの中では市町村ごとの人数は推計していないんですけども、ビジョンとしては県全体でこういったことをやっていくといったことで、59万人という流れをそれぞれに説明したところです。また、今後、市町村の担当者を集めた会議などもありますので、そういったところで詳しく考え方を聞いていきたいと思っておりますが、全体として特に、県の考え方には御賛同いただけるのではないかなと考えております。

桜本委員 施策の実効性というものは、やはり県から見た市町村に対する全県的な施策の連動性で、また市町村独自の考え方に対して県がどれだけバックアップをしていくのかという、そういった側面もあります。また、広域行政にわたって例えば、山梨県域の中心から東側が非常に人口減少が多いという、そういった広域的な行政に対する支援というものも際立った施策になっていくと思います。具体的な素案を見せていただきましたが、12月に向けて、これからの人口減少を中心とした大所高所の施策として、部長は今後、どのような点に気をつけていきたい、あるいは注視していきたいと思っているのでしょうか。

渡邊総合政策部長 人口減少対策は、本県の将来を考える上で最も重要な課題だと考えております。今回の新しい総合計画の策定におきましても、桜本委員が委員長となって取りまとめられました政策提言の趣旨を反映するよう努め、素案を策定したところでございます。しかしながら、先ほどお話もありましたが、市町村とのパートナーシップであったり、また地域的な部分であったり、また先日の県議会への御説明の中でも、物流など新しい産業構造への対応など、まだまだ不十分な点もあると思っております。今後も人口減少対策は、本県の将来をつくっていく上で非常に大事な課題ですので、県議会の知恵をおかりしながら取り組んで、また市町村とも県民の皆さんとも、もちろん県議会と一緒に取

組んでまいりたいと思いますので、今後とも引き続き御指導いただければと思っております。

(ラグビーワールドカップについて)

早川委員

2点質問します。まず、ラグビーのワールドカップに関してお伺いしたいと思います。44日間ぐらい、2カ月弱ですが、日本大会が行われて盛り上がってきているところです。本県も予算をつけて、富士吉田市や富士河口湖町にフランスのキャンプを呼んで、フランスは経済効果もあるし強豪国だと思っておりますが、これをとにかく一過性のスポーツのイベントにとどまらせないで、さまざまに波及させていかなきゃいけないと思っております。まず、フランスが10日間キャンプを行ったと思うんです。そのときに国内の報道機関とか、国外の報道機関、マスコミでどんな影響とか、どんな発表のされ方があったのか、お伺いをしたいと思います。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 国内外のマスコミの対応ですけども、把握している限りであります。国内メディアはもとより、フランスの大手メディアでありますル・フィガロという最大手の新聞社とか、あるいはレキップという最大手のスポーツ新聞社を含めた5社において、フランス代表チームが9月8日の夜に到着したんですけども、そのときの状況や、あるいはその後の富士山の麓でのフランスチームのキャンプ状況などにつきまして報じられているところを確認しております。

早川委員

それに関連してもう一つ、ラグビーのワールドカップを見にくる世界の財界人や国会議員がいたんですけど、世界の国会議員のラグビープレーヤーですね。その世界の国会議員のラグビーの大会、ここにパンフレットがあるんですけど、この大会を富士北麓に誘致して、9カ国の大体400人ぐらいの国会議員がこの時期に来まして、リニアに乗ったり世界遺産ツアーに行ったりPRをしてくれて、本県も予算を取っていただいて、知事主催のパーティーをやって発信、PRをしたと思うんです。その国会議員の反応はどうだったのでしょうか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 先月の9月16日に知事主催のレセプションを開催したところですが、その中では知事みずからによるプレゼンテーションとか、あるいは県産食材を使った料理を提供し、9月でちょうどブドウの時期ですので、ブドウとか、県産ワイン、あるいは日本酒の提供コーナーの設置などをいたしました。また、伝統工芸品の紹介コーナーの設置などを行いまして、これによりまして本県を強力に発信したところでもあります。その結果、ブドウや県産ワイン、あるいは日本酒のコーナーに長蛇の列ができるほど、出席された方から大変好評をいただいたところでありまして、本県の魅力につきまして十分に伝えられたものと考えております。

早川委員

よかったですと思います。県主体のレセプションの前に、我々も協力して、県のラグビー協会も協力して、組み合わせ抽選会では県立高校の書道やお茶、ブラスバンドなどで非常に喜んでいただいたと思います。6月の議会で、マスコミだけじゃなくて国会議員の人たち、そういった影響力がある人たちがSNSで発信をして、そのためには知事みずから積極的に熱く語って、SNSで国会議員の人たちに、山梨県はこうだよと発信してもらえるよう提案したんですけど、その点については実行されたんでしょうか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 当日、参加議員によるSNSでの情報発信を促すために、会場内に富士山をバックに鎧武者ですとか、あるいは湖衣姫と一緒に写真撮影ができるコーナーの設置などを行ったところでもあります。私どもで承知しているところですが、レセプション終了後に早速、フランスやアイルランド、イングランドのレセプション参加者にSNSで情報発信を行っていただいております。これに対しまして、知事から「いいね」を返すなど、交流の促進につなげているところでもあります。

早川委員 大切なのはラグビーワールドカップ、来年はオリンピックがあって、それを続けることだと思っています。鈴木委員にも本会議でフランスとの交流に関して質問をしていただいたんですけど、このラグビーワールドカップの期間で経済効果が4,000億円ぐらいあると言われてるんですけど、この期間にフランスからのツアーをたしか組んでいると思うんです。そのフランスからのツアーが大体どれくらい来て、どんなところに行ったとか、把握をしていればその効果をお伺いしたいと思います。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 現在開催中のラグビーワールドカップの観戦の合間になりますけども、全国の観光地を回るツアーでありまして、この中に本県を行程に含むものが組み込まれております。大会期間中に約1,000人の方がフランスから来県することになっておりまして、富士山周辺を自由に観光して宿泊するものとか、あるいは日帰りになりますけれども、ワイナリーを見学するなどのツアーが造成されたと聞いております。

早川委員 そういうツアーが造成されてよかったんですけど、それについて、多分ファムトリップみたいなものを去年早い段階からやったと思うんです。先ほど大使館に対するアプローチという話もあったと思うんですけど、来年のオリンピックについて報道とか、やはり旅行会社ですね。そこに対して今年度のうちからしていかないと、来年度、東京オリンピックのときには来ないと思うんですけど、それを積極的にアプローチしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 これまで関係を構築してきました旅行会社に対しましては、昨年もファムトリップなどを開催したところでもありますけれども、今年度も引き続き来年のオリンピック・パラリンピック時においてもツアーが造成されるよう、強力に働きかけていくことを考えております。また、フランスのマスコミに対しましても、観光部などと連携いたしまして、機会を捉えて情報発信をしていきたいと考えております。

早川委員 フランスを中心に、ヨーロッパですね、本会議の局長の答弁にありましており、ラグビーワールドカップの日本大会の次は、フランスの世界カップ。東京オリンピックの次はパリのオリンピックなので、ここ数年はフランスを中心として、非常に経済効果を広げていくことに価値があると思うので、頑張っていたきたいと思います。

(富士山登山の安全対策について)

続きまして、今度は富士山ですね。富士山について伺いたいと思うんですけど、ことし2回、8月と9月に落石事故が起きまして、8月にはお亡くなりになった方がいらっしゃいます。富士・東部議連でも現地を視察した中で山小屋

の方に聞きますと、石が転がってきて山小屋が壊れてしまったというのはまれなケースということで、これは県でも何か具体的な対策をしないと、また起きる可能性があります。ハードについては県土整備部がやっていると思うので、世界遺産富士山課にはソフト面についてお伺いをしたいと思います。常々、私は提言をしてきたんですけど、実は富士山というのはある程度危険な山だということで、例えば、5合目で協力金を払う前にビデオを見て、危険性のある山だということをきちんとレクチャーするべきだと思うんです。確かに今5合目の総合管理センターにビデオがありまして、そういうことを流していますが、ちょっと案内が足りなくて、また、ほとんどがらがらでもったいないので、富士山はそういう山だということを、県がもっと積極的に、もっとインセンティブか証明書か何かつけてやらないと、また同じようなことが起こると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

土屋世界遺産富士山課長 委員御指摘のとおり、現在5合目の総合管理センターの2階で日本語、それから英語、中国語によるビデオを上映してガイダンスを実施しているところでございます。利用が少ないという状況もございまして、引き続きインフォメーションセンターでの声かけなどを通じまして、ガイダンスの活用の周知に努めて、活用が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。また、今御指摘がありました、何らかのインセンティブを与えるというようなことにつきましても、積極的に検討してまいりたいと考えております。

それから、富士登山に当たりましての情報は、富士登山オフィシャルサイトというサイトがあるんですけども、そこから入手したという方も多いという調査結果がございまして、このサイトにもガイダンスビデオをアップしまして、事前の準備がしっかりできるように、しっかり準備をしてから富士山に来るように、そういう周知、誘導をしてまいりたいと考えております。

早川委員

そういう事前の啓蒙ともう一つ。今回の事故で、落石が起きたときに、実際、山小屋にはいろんな情報が渡ったというのは聞いています。落石がありましたよということは、山小屋にいる人には伝わったんですけど、ちょっと疑問なのは登っている人です。山小屋にとどまっている人は、危険だとか、落石があったんだとかわかるんですけど、途中にいる人や登っている人に対しては、何か情報を入れないとわからないですね。これに対して、携帯のベルを鳴らすとか、何かしないと非常に危険だという意見が現場の人から出ているんですけど、それについて、県はどのように考えているのか。

土屋世界遺産富士山課長 現在、山小屋への連絡のほかに、登山期間中につきましても山中の誘導員ですとか、富士山レンジャーなど、富士山で活動している人を通じて情報を伝達しているところでございます。今後でございますが、御指摘いただきましたように、これまでの情報伝達手段に加えまして、落石や噴火など、そういった緊急事態が発生したような際に屋外にいらっしゃる登山者に対しまして、例えばサイレンでお知らせをして、まずその注意を喚起する。それから、SNSなどを活用する中で、より詳細な情報を伝えられるような仕組み、こういったことを山小屋の関係者なども含めて検討してまいりたいと考えております。

早川委員

富士山はそういう危険がある山なので、しっかり準備をすることが非常に大切ですし、本県の大切な観光資源だと思うので、しっかり取り組んでいただきたい。

(富士山保全協力金について)

もう一点だけ、富士山に関してです。富士山保全協力金は、昨年度徴収率5割台だったのが67%ということで向上したと思うんですけど、これには、67%でよかったということではなくて、不公平感があると思います。もともと、これは強制徴収というか、全員からもらうのを目指して5年前に立ち上がりました。5年間試しでやって67%でしたが、繰り返しになりますけど、もうそろそろ具体的に全員から取る方法を考えていく。そういう動きをやっているのかなきゃいけないということを提言してきたと思うんですけど、それに対する具体的な動き、進捗状況をお伺いしたいと思います。

土屋世界遺産富士山課長 協力金制度につきましては、有識者による検討を行います利用者負担専門委員会を設置しております。静岡県とともに検討し、御意見をいただいているところでございます。対象者ですとか、強制的な徴収の可否、それから金額など制度全般にわたりまして、委員会の下に今年度新たに有識者によるワーキンググループを設置したところでございます。そこで長期的に検討を行うこととしております。さまざまな御意見がございまして、もう少し時間をいただく中でしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

早川委員 協力金の徴収については、今、5合目から上で取っていますけど、例えば麓から登ってくる人から取るということなど、藤巻知事補佐官とも意見交換していますけど、全国にいる富士山ファンから取るのか、そういうさまざまな可能性を議論していただきたいと思います。

(富士山の登山道の復旧工事について)

最後に、ちょっと気になっているのは、落石ではなくて、去年、山頂の下で崩れて、山の頂上まで行けなかったと思うんですけど、忘れてはいけないのは、山じまいになったら本工事をして復旧するとたしか言っていたと思います。それを早くしないと、今は仮復旧なので、また危なくなってしまうので、それを早急にしていただきたいと思うんですけど、もうやっているのですか。最後にお伺いして終わります。

土屋世界遺産富士山課長 本復旧工事につきましては、9月10日の閉山の後に、山頂を管理しております富士山奥宮境内地組合、これは富士宮の浅間大社ですとか山頂の売店、そういったところの組合でございまして、そこで既に工事に着手しているところでございます。気象条件にもよりますが、来年度の開山に影響を与えないよう、今年度中に復旧ができるということを聞いております。

(人口ビジョンについて)

望月(利)委員 総合計画素案の中の人口ビジョンについて、幾つかお聞かせいただきたいと思います。私も本会議で質問させていただきまして、より具体的なものが18日に公表されたなという思いでございまして。その中で当然、先ほどもあったとおり、2060年に59万人ということなんですが、その前の2040年段階の目標値といいますか、その数値の部分で幾つかお聞かせいただきたいんですが、まずは2040年段階で何人ぐらいの人口ということを目標にしているのか、お聞かせください。

津田地域創生・人口対策課長 人口ビジョンについてでございます。2040年の人口の展望

ですけれども、69.1万人と推計しております。

望月（利）委員 合計特殊出生率、自然減に関して聞きたいんですけど、公表されている内容だと、40年に合計特殊出生率18年で1.53が、40年に2.07に上昇させるということではありますが、本会議の質問の中で答弁いただいた部分は、合計特殊出生率の県民の希望出生率である1.87に上昇させるという御答弁をいただきました。当然ながら2.07、これは人口置換水準といたしまして、御承知のとおり自然減、社会減をひっくり返す数字、目標値だと思いますけど、人口を維持する数字なんですけど、それより当然2040年の段階の前に、この県民希望出生率を達成しなければいけないということになるんですが、大体何年ぐらいを目標にこの県民希望出生率を達成する予定でしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 県民希望出生率1.87、これを2030年を目標に達成してまいりたいという内容になっております。

望月（利）委員 2030年といいますと、もうあと11年程度ということになります。10年間でこの県民希望出生率1.87に上昇させるというのは、非常にさまざまな政策を動員しなければいけない。これは執行部側とも共通している課題だと思いますが、具体的な部分に入っていきますと、20代の女性、若い女性の方々の転出を抑えて、そして県内で産み育てる環境をつくってその合計特殊出生率を1.87に、今の御答弁だと30年にやっていくということですが、具体的にどういった政策をどのように落とし込んでいくのか。その数値目標も含めた形で、今わかる範囲で構いませんので、お聞かせいただければと思います。

津田地域創生・人口対策課長 合計特殊出生率を1.87に上げる政策としましては、まず委員の御指摘のとおり転出を抑える、それは転入をふやすということでもございますけれども、ここについてはやはり女性が魅力的と感じる就職先をつくっていかなければならないと、それがまず一つでございます。それに関しては、県がそのまま職をつくるということではできませんので、県内企業の皆様に人口の流出の構造、人口減少の構造というものをよく御理解いただきまして、その上で頑張っている企業については、県独自の認定制度などを使いまして支援していくということで、女性の就職口を、魅力的な就職先をふやしていくということでございます。また、産み育てる環境につきましては、一つは子育て環境というところで、これはさまざまな子育て支援策をやっていく。もう一つは、やはり経済的な面で県民全体が豊かになっていくことで、産み育てる環境が整うと考えておりますので、総合計画によるさまざまな施策を通じて、豊かな山梨をつくっていくと考えております。

望月（利）委員 目標値がある程度出そろった中で、今御答弁いただいたような総合的な政策、それも議会のほうもしっかりと議論をして、具体的なものを提言、もしくはしっかりチェックをしていかなければいけないなと思っております。

（男性の家事・育児参画について）

本会議でも話をしたとおり、出生率を上げていくには男性の家事・育児参画というのが非常に重要だという御答弁で、共通の認識を持っていただいたと思いますが、答弁の中ではイクメンに対するセミナーといったものを、研修会をやっていくという程度にとどまっているんですが、研修会をやって本当にイク

メンがふえていくのかという、ちょっと政策的に弱いのではないかなという印象を持ったんですが、それ以外の、まだ現段階は御答弁できるかどうかわからないですが、具体的な男性の家事・育児参加という部分で、何かそれ以外の方策があるかどうか。もしあればお聞かせいただけますか。

小田切県民生活部次長 男性の家事・育児参画に向けての取り組みでございますけれども、本会議でも答弁いたしました、イクメン・イクボス研修会を、これから4回、初めは11月の末に国中と富士・東部地域で1回ずつ、2回行う予定でございます。そういうところで特に企業経営者の方、人事の管理者の方の意識啓発を図るとともに男性自体の働き方の見直しもしていただければと思っております。あと、7月にやまなし女性の活躍推進ネットワーク会議を立ち上げましたが、これは21団体、経済団体を初め、女性団体、労働組合、あと特に女性の多い職場である看護や介護の業界の方にも入っていただいておりますので、そういうところでもいろいろな課題を検討していく中で、どういう取り組みが効果があるのかということも含めまして、情報共有しながら進めていきたいと考えております。

望月（利）委員 ささまざまな政策を仕掛けようということで、研修会も数多くふやしたり、今御答弁いただいた女性の活躍推進ネットワーク会議という部分ですね。どんどん県内に波及していただいて、先ほど御答弁いただいたような県民の希望出生率、これを達成するようにまた御努力をお願いしたいなということで、答弁いただいて終わります。

津田地域創生・人口対策課長 今回、人口ビジョンを総合計画素案の中に入れて、全部局で取り組んでいくことにしたので、さまざまな具体的な施策を立ち上げながら実施していきたいと考えております。

主な質疑等 警察本部関係

※第 91 号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑

山田（七）委員 1点だけお伺いいたします。公安委員会がやむを得ないと認める事情というのは、具体的にどのような事情なのでしょう。

廣川運転免許課長 今まで運転免許証を更新できないやむを得ない理由としましては、例えば、長い間海外に行っていたなど、そういった場合がありますが、今回、公安委員会がやむを得ないと認める事情というのは、当方の、要するに運転免許課の管理システムのふぐあいなど、障害があつて更新ができなかった場合、それから高齢者講習の受講待ちの結果、更新ができなかったという場合などを想定しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 102 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(広域緊急援助隊について)

桜本委員 先般の台風15号においては、千葉県で非常に大きな被害が出たわけなんです、その中で警察官が非常に活躍している様子がテレビ等で散見されましたが、これは県内においてどのような部隊で構成されているのかお尋ねいたします。

相模警備第二課長 平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、災害発生時に直ちに被災地に赴いて即応する専門部隊として、同年の6月にこの広域救援緊急援助隊という名称の部隊が設置されております。この部隊につきましては警備部隊、交通部隊、それから刑事部隊で編成されておまして、全国では5,600名、

本県警察では合計65名が指定をされております。

桜本委員 この部隊の方々にも、それぞれ役割分担があると思うんですが、この専門部隊が構成された場合、どのような訓練をしているのでしょうか。

相模警備第二課長 この部隊につきましては、県内はもとより国内で発生する大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、倒壊した家屋や土砂に埋没した車両内から被災者を救出する訓練など、県内において専門的な訓練を重ねておりまして、さらには毎年、警視庁及び関東管区内の各県警察が合同で行う訓練においても、その連携と練度の向上を図っているところであります。

桜本委員 この部隊は、要請されれば他県に派遣されて、具体的にどんな応援をするのか。相手の要請によって派遣されるかとは思いますが、例えばどんなことを。テレビの映像などで見ると、非常に幅広い活動をしていると思うんですが、大体どの程度、どんな活動をしているのかお答えください。

相模警備第二課長 他県から派遣された部隊につきましては、本県の警察本部長の指揮のもとで、被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、緊急交通路の確保等に当たることとしております。

桜本委員 本県においても何か災害が起きた場合、他県に要請をするかと思うんですが、どなたの権限でどういうタイミングで、どのような指揮・命令系統の中で、他県に対して要請をしていくのかお答えいただけますか。

相模警備第二課長 県警察におきましては、大規模災害発生時には直ちに災害本部を設置して迅速に被災状況を把握するとともに、その規模に応じまして警察庁の調整を経まして、本県公安委員会から派遣先の公安委員会に対して広域緊急援助隊の派遣を要請いたします。

桜本委員 御説明ありがとうございました。警察の命令系統というものがどういう形で、他県と本県との関係がどんな命令系統でつながっているのかということがよくわかりました。

(警察署の名称について)

次に、今、韮崎警察署が移転・新築ということで、造成工事が始まっているかとは思いますが、その中で先般、ちょっと形態が違うんですが、高校の再編ということで、その高校の名称について非常にいろいろな形で難しさが出てきていたわけなんですけど、警察署の名称についてどんな基本的な考え方があるのか、御説明いただけますか。

天野警務部参事官 警察署の名称の決定の基準ということに関するかと思えますけれども、法令に基づいて決定することになります。その法令につきましては警察法、また警察法施行令に決められております。簡単にその内容について説明させていただきますが、警察法におきまして、警察署の名称は政令で定める基準に従い、条例で定めると規定されております。この政令の中身についてですが、警察法施行令になりますけれども、原則といたしまして警察署の名称は管轄区域内の主要な一つの市区町村の名称を冠すると規定されております。ただし、二つの例外規定が設けられております。その一つにつきましては、管轄区域内に二つ

以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称に決めがたい場合、またその一つの市区町村の名称にすることが適当でない特別な事情がある場合においては、郡、もしくは部落の名称、また方位を示す等の方法が例外として規定されております。この法令に基づいて決定していくことになります。

桜本委員

今、法令の中にも幾つかの見方があったかと思うんですが、その中で、ある程度の段階で方向性を決めなければならないという時期を迎えると思います。大体いつごろの時期までに決めて、どんな方向性で決めていくのか。例えば、高校の名称の場合はある程度絞りながら、内規をアンケートに示さなかったことによって今回、混乱が起きたわけなんですけど、署の名称を考える場合、やはり手順、内容に基づいて、ある程度地域に根差した方々に対してアンケートみたいなものが必要と考えているのでしょうか。

天野警務部参事官

まずは決定の時期についてでありますけれども、この蕪崎警察署の新庁舎につきましては、令和3年度の早い時期に供用を開始する予定としております。それに基づきまして、しかるべき時期には決定をしなければならないと考えているところであります。その具体的な決定の方法につきましては、今回の新しい警察署の名称につきましては、県民から意見を公募して決定するという形式的なものではなく、法令に従った上で管内の市民の方々から平等に意見を聴取いたしまして、公平に決定していくものと考えております。甲斐市と蕪崎市では人口の違いもありますので、単純に公募したのでは公平性が保たれないのではないかと考えております。したがって、両市から意見を伺う場などを設定いたしまして、それぞれの意見をもとに県警察に対して、名称に関して提案をしていただくこととして進めていきたいと考えております。

桜本委員

名称というものは、非常にデリケートな問題を含んでおりますし、途中で名称を変えるわけにはまいりません。ぜひ慎重を期して名称を決定していただければと思います。本部長はいかがでしょう。

原警察本部長

現在の蕪崎警察署から行政区は移ることになりますが、私どもが管轄する警察署といたしまして、管轄内の住民の皆さん、県民の皆さんにぜひ祝福されて支援をいただけるような、そういう名称を工夫して考えていきたいと思っております。ただ、いずれにせよ何らかの名称を付さなければならないという決断の時期はあると思っておりますので、その際は皆さんに御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

山田（七）委員

これは質問ではございませんけれども、私も蕪崎の議員として明治から続く蕪崎警察署を、市民の皆さん本当に愛着を持って接して親しんでおります。ぜひともそういった市民の皆さん方の感情というものを、しっかりと酌み取った上でこの名称というものをぜひとも考えていただきたいと思っております。

（通学路等の安全対策について）

私からは、通学路における子供の安全対策についてお伺いしたいと思います。昨今、未就児や小学生が通学や通園する際に、そこに車等が飛び込んで死亡してしまうという痛ましい事故が起きております。通学や通園の安全対策は、子供を守るために本当に最重要課題ではないかなと思っております。そういった中で、歩道をしっかりと整備するとか、ガードレールを設置するといった対策も考えられるんですけども、これにはやはり時間や予算がかかってしまって、なかなか前に進

んでいけないという状況がある中で、通学路、生活道路の安全対策の一つとして、ゾーン30というものがあると聞いております。このゾーン30がどのようなものであるのか、まずお伺いいたします。

内藤交通規制課長 ゾーン30は、市街地などの生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、一定の区域を設定し、その区域内における最高速度について時速30キロメートルの低速度規制を行う交通規制であります。加えて、人が歩くための路側帯を広げてカラー化したり、車の速度抑止のため道路に段差を設けるバンプの設置、生活道路であることを明示する看板や、路面表示の整備等、道路管理者と連携した総合的な安全対策を行うものであります。本県ではゾーン30の整備箇所として、小学校や幼稚園の施設を中心に整備を行っております。

山田（七）委員 このゾーン30という区域が県内に今どのくらい整備されているのかお伺いいたします。

内藤交通規制課長 県内のゾーン30の整備箇所については、現在21カ所整備をしております。また、本年度につきましては、中央市の1カ所に整備を予定しております。

山田（七）委員 これまで21カ所、また、ことし中央市に1カ所設置という形なんですけれども、これが本当に交通安全対策に有効な手段であるとするならば、これからもっともっと整備を進めていっていききたいなと思うんですけれども、どのような考えでこれから整備していくんでしょうか。

内藤交通規制課長 本県につきましては小学校、幼稚園を中心に整備を行っておりまして、今後も計画的にそういった区域を指定して整備を行っていく方針であります。

山田（七）委員 この市街地の交通安全対策というのは、道路の幅を広げるわけにもいかず、歩道を設置するわけにもいかず、じゃあガードレールをつけるかというところでなかなか難しい問題が出てくる中で、このゾーン30というものが有効だというような話はわかりました。そこで、運転する人がゾーン30を通るときに、ただこれがゾーン30っていうものになっているだけだということでは、なかなか認識もしないしスピードも緩めていかないという中で、しっかりとしたパトロールなり、ここで交通違反すれば切符を切られるとか、そういった罰則が与えられるといったこともしっかり認識していただかないといけないと思います。そういった取り組みに関して、これからどのように進めていくのかお伺いいたします。

遠藤交通指導課長 ゾーン30の整備箇所は小学校や幼稚園、住宅地周辺等の、子供の通学路や人の生活基盤となっている生活道路において重点的に整備を行っていることから、安心できる歩行空間の確保のためにも、その道路を利用する運転者には交通規制を厳守してもらうことが重要であります。県警察といたしましては、通学時間帯などにおける街頭監視活動のほか、速度超過違反等の取り締まりを推進するなど、子供を含めた地域の安全確保に努めてまいります。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局  
関係

※第 89 号 山梨県職員給与条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 96 号 山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例中改正の件

質疑

臼井委員 それでは、この教育長の給料等に関する条例改正の件でお伺いさせていただきたいと思います。新たな教育委員会制度への移行後における教育長の職務及び職責に鑑み、教育長の給料の額を改定する必要があるということですが、まずけれども、まず法律の改正によって新制度に移行して、教育長の職務内容や職責がどのように変わったのかということをお伺いをさせていただきます。

村松総務部次長 地方の教育行政につきましては、先ほども御説明いたしました、従来は教育委員会の代表者であります教育委員長と、事務を統括する教育長がそれぞれ役割を分担しながら推進してきたところでございますが、当時責任者がわかりにくいといった指摘がございまして、これらを踏まえまして平成27年4月に法律が改正されまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされたところでございます。

本県では、平成28年4月から新たな教育長を任命しておりますが、教育長が県の教育行政における第一義的な責任者といたしまして、教育施策の推進でありますとか、いじめ・不登校等の課題解決に当たっております。それらに加えまして、みずからの判断で緊急に教育委員会の会議を召集して迅速な対応を図るといったこともございまして、教育長が従来に比べてより大きな職務・職責を果たしているという状況でございます。

臼井委員 一本化して職責が非常に大きくなったということですが、今回引き上げ額が、先ほどの説明だと文部科学省の見解ということで、教育委員長と教育委員の報酬の差額ということで説明がありました。79万円から89万円ということで10万円上がっているんですけども、これが差額と理解してよろしいのでしょうか。

村松総務部次長 ただいま御質問いただきましたとおりでございますが、文部科学省から、教育委員長の役割が教育長のほうに統合されるというようなことでございまして、そういった観点から教育長の給料を見直す場合には、委員長とその他の委員の報酬の差額が適当だという助言であったということでございます。本県では教育委員に限らず、行政委員全体についてでございますけれども、毎月の活

動日数に応じた額を報酬としてお支払いしております。この新制度に移行する前の状況でございますが、教育委員長につきましては、月8日程度の活動日数でございました。そのほかの教育委員につきましては3日程度ということでございます。これを金額に換算いたしますと、その差額がおおむね10万円ということでございます。これを踏まえまして、文部科学省の助言に基づきまして、今回79万円を10万円増額して89万円としたいということでございます。

臼井委員 承知いたしました。そして、この法律の改正が今回の条例改正の背景ということで、平成27年4月に法律が改正されているということでございます。ただ、本県については平成28年4月から新制度へ移行したということですが、給料の引き上げをするということについて、なぜこのタイミングなのか、お伺いできればと思います。

村松総務部次長 御指摘のとおり、本県では平成28年4月に新しい教育長を任命しておりますが、その職務・職責が実際どのようになるのかというところをやはり注視する必要がありますということで、今日まで至ってきたということでございます。実際、新制度による教育長の任命から3年が経過いたしまして、教育長がまさに教育委員会の代表責任者として、さまざまな課題解決に当たってきているということでございます。先ほども申し上げましたとおり、特に本年2月の長崎知事の就任に伴いまして、教育行政の重要度が一層高まっているということでございます。少人数教育など各施策を積極的に推進していく上で、教育長のより強力なリーダーシップでありますとか、高度な判断といったものがより重要になっているということで、教育長の果たすべき職務・職責が増大しているということでございます。こうした状況を踏まえまして、今般このタイミングで教育長の給料について、その職務・職責を適切に反映したものとするために引き上げをさせていただきたいということでございます。

臼井委員 承知いたしました。今25人学級等の検討もしっかりとされているところだと思っておりますし、その新たな教育をしっかりと推進していくためにも、ぜひ条例の改正に伴って、月額給料のアップ分の効果というか、そういった施策の推進を期待いたしまして、私からは以上で終わらせていただきます。

山田（七）委員 先ほどの説明の中で、文科省の見解で教育委員長と教育委員の報酬の差額ということが、この給与の改定の増額分に決まったんですけども、よくこういう特別職の給与を決める場合、審議会のようなものができるはずなんですけれども、そういったものができたのか。その中でどのような意見があったのか教えてください。

村松総務部次長 ただいまの御質問につきましては、特別職報酬等審議会というものが知事の附属機関ということで、条例で設置することになっております。この附属機関につきましては、その所掌事項といたしまして、議員報酬と知事・副知事の給料の改定を行う場合には、この審議会の意見を聞くということになっております。教育長その他の特別職を含めてでございますけれども、その審議会の審議事項になっていないということでございます。今回は特に意見を聞いているということとはございません。

山田（七）委員 教育委員長と教育長が一本化して職責がふえていた、これで大変だというの

は私も理解できるんですけども、その後に教育長の強力なリーダーシップのもと、少人数教育の推進とか、山梨で活躍する人材の育成との文言が入っていますが、人材の育成というのは多分、未来永劫やっていきますよね。ですけども、この少人数教育については、知事が進める25人学級というものが成立したら、この職責が外れてしまうんですけども、この文言が入っているということは、この25人学級の推進が終了した時点でまた給料の改正が行われるようなことになるのでしょうか。

村松総務部次長 先ほどの25人学級と申しますか、少人数教育につきましては一つの例示ということで挙げさせていただいたということでございます。今回給料を上げる額につきましては、基本的には文部科学省の助言を踏まえたものということでしたしております、今回あえてそのことを御説明の中で申し上げましたのは、今回このタイミングで上げるに至ったことの背景として御説明したということでございます。基本的には、教育長の職務・職責がこれから後少なくなっていく、明らかに誰が見ても小さくなっていくということであれば、それはそれとして考えるということになるのかもしれないけれども、現状では今、委員がおっしゃったようなことは想定しておりません。

山田（七）委員 最後に一点。教職員の皆さんは、多忙化でどんどん職務がふえていっている割には給料が上がっていかない、職場の改善ができていないという中で、つかさどる教育長はこうやって報酬が上がっていくわけですよ。ですから、これからの子供の将来のためとか、教職員の処遇改善ということに対しまして、本当にしっかりと取り組んでいただければならないと思います。この場でお伺いするのも何ですけども、そういったことに関して、しっかりと取り組みをしていただけるのでしょうか。

村松総務部次長 しっかり職務・職責を果たさなければいけないということにつきましては、教育長を初め、教育委員会の全ての職員が認識していると理解しておりますけれども、今、委員がおっしゃった御指摘の点につきましては教育委員会とも共有をさせていただきまして対応してまいりたいと思っております。

山田（七）委員 ぜひとも伝えてください。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 102 号** 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 108 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款の補正**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第 1－4 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて**

意見

大久保委員 第 1－4 号、国に対して消費税増税中止を求める意見書の提出を求めることですが、本請願は 6 月定例会において継続審査としたところでありまして、まことに本日より消費税増税が実施されるに至りまして、本請願の求める 2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止の意見書を政府に提出することが事実上不可能でございます。そういった諸般の事情を鑑みますと、本請願は不採択とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、不採択すべきものと決定した。

**※請願第 1－6 号 新たな過疎対策法の制定について**

意見

白井委員 新たな過疎対策法の制定についてですけれども、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、過疎対策に係る特別措置法は過疎地域における生活環境の整備や産業振興に一定の成果を上げてきました。過疎地域は豊かな自然や歴史を有し、これらは都市への食料・水などの共有、そして森林による地球温暖化の防止、災害の防止など多大な貢献をしているところでありまして、現行法は令和 3 年 3 月をもって失効してしまうため、これまで同様、過疎地域が果たす多面的・公共的機能の維持のためには、新たな過疎対策法の制定が必要であろうかと思えます。したがって、本請願は採択すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(災害対策について)

桜本委員

台風10号によって千葉県に大きな被害がもたらされました。住宅の屋根の損壊ですとか、大規模な長期にわたる停電といったことを踏まえて、今回の千葉県の対応も問題視されているところではありますが、山梨県においては、この千葉県の状況を踏まえて、どのような検証を行っているかということと、あわせてこの台風被害についてです。台風による豪雨、あるいは強風、こういったことについて防災計画の見直しを行う予定はあるのかどうか、お尋ねいたします。

細田防災危機管理課長 今回の災害につきましては、新聞報道などにおきまして県における情報収集などの初動対応のおくれですとか、停電の長期化による日常生活、応急復旧への影響などの課題が指摘されたところでもあります。これを受けまして、知事から特に電力について3点。1つ目が、停電が起きた場合、どの電線ルートを優先的に復旧させなければならないのか。また2点目は東電、県、また地元関係者の役割分担を整理すべき。また、非常電源の対策について早急に検討するように指示があり、これらについて検証を始めたところでもあります。また、今後、千葉県や国を初めとした関係機関においても、それ以外の事項についても検証が行われると思われますので、これらも注視しながら、さまざまな角度から検証を進めてまいりたいと考えております。また、検証した結果について、県や防災関係機関などが行うべきものについて、必要に応じて地域防災計画の見直しなど反映してまいりたいと考えております。

桜本委員

では、個別のことについてお伺いをいたします。今回の停電によって通信機器が機能しなかったということで、各市町村からの状況等が的確に情報交換できなかったという点がございました。現に県においても、県から市町村の担当者へ、あるいは市町村から県の担当者へと、これは双方向という形であります。ただ両方、県においても市町村においても異動というものがつきものではありますが、そういったことも踏まえて、適時的確に市町村への対応ができていますか、お答えください。

細田防災危機管理課長 今回の千葉県でもやはり停電ですとか、市町村が災害対応に追われて県に報告ができないといったことがありまして、こういった場合に本県では市町村に現地連絡員を派遣して、そこで被災状況などを収集するような仕組みになっております。その中で、県にも市町村にも人事異動がありますので、それらについては毎年度、市町村の防災担当者を集めた研修、訓練を行ったり、県の現地連絡員を対象とする研修などを行いまして、体制の整備を図っているところでもあります。

桜本委員

あと、これも千葉県の対応ですが、備蓄している非常用発電機について、市町村から要請がなかったという点も報道されていましたが、かなりの数が倉庫に眠っていたままというような状況だと把握しております。本県でも発電機を備蓄していると思いますが、どのような形で備蓄しているのか。また、備蓄箇所が広域的に幾つかの箇所に分散されているのか等も含めて、市町村への周知はどのような状況になっておりますか。

細田防災危機管理課長 発電機の備蓄であります。まず、備蓄用発電機につきましては市町村でも備蓄をしておりますが、それが不足するという事態もありますので、県はそのバックアップ用に備蓄しております。備蓄は県の防災安全センター、また各県民センター、各合同庁舎に分散して備蓄しております。有事・非常時のときにはそれを貸し出すという体制を取っております。ホームページ等を通じて周知をしておりますが、今回の千葉県での対応というものもありますので、今後積極的に市町村に会議等を通じて周知を図っていきたくと考えております。

桜本委員 また、強風で倒れた木が要因となって停電が長期化したと。過去のそういった災害を含めて、九州のほうでは、各地方自治体が電力会社と、倒木に関する道路の啓開作業について先に覚書を交わしておいて、敏速にそういったものを先に片づけておくということが九州では見られました。千葉県ではそういった覚書がなく、倒木の撤去作業が非常におくれたということですが、県内における電力会社との道路の啓開作業に関する覚書について、県ではどのように把握しているのでしょうか。

細田防災危機管理課長 本県におきましても、千葉県と同様に、東京電力と協定、覚書は締結していない状況にあります。しかし、昨年台風24号の際には、東京電力と連携する中で倒木等の道路啓開作業を行ったということもあわせて、現在、今回の災害を踏まえまして、県としてどのようなことができるのか、東京電力と連携して検討を始めているところであります。

桜本委員 その辺のことも、市町村とも早急にそういった覚書等を結んでおくようなことをお願いしておきたいと思っております。また、今回、強風によって40メートルほどの鉄塔が倒れたり、あるいは2,000本以上に及ぶ電柱が倒壊したということが主な原因だと把握しているんですが、県内には電柱や鉄塔はどれぐらいの本数を抱えているのか。また、鉄塔にも電柱にもそれぞれ強度があるかと思うんですが、その強度についてはどのような判断基準があるのか。今、山梨県においては鉄柱の強度は大丈夫だとか、あるいは電柱は大丈夫ですよというような、その辺の状況説明をいただきたいと思っております。

細田防災危機管理課長 まず、電柱と鉄塔の数ですが、東京電力パワーグリッドに確認をいたしましたところ、県内には電柱が約24万本、また鉄塔が約2,500基あるとのことあります。また、風に対する強度であります。これは国の基準で定められていて、10分平均の風速で、最大秒速40メートル、これに耐えられるように設計されているということあります。その確認であります。東京電力では電柱については全ての電柱を5年に1回の周期で巡視をして、外観などを確認している。もし建てかえが必要なものは建てかえをするという対応をしている。また、鉄塔につきましては、保安規定によってその巡回・巡視等が定められていますので、それに基づいて行っていると聞いております。

桜本委員 特に鉄塔については、地盤とか地質だとか、あるいは環境、傾斜だとか、いろいろ自然的な要因も加わっているような部分があり、それぞれみんな強度というものは違うと思うんです。それについてもやはり、東京電力等と一本一本丁寧に、強度があるのかどうかということもやっぱり踏まえていかないといけない。公共事業においても、長寿命化というように非常に長期にわたって、そ

それぞれの橋などの強度を測っていく、そういった部分もあります。これらの鉄塔、2, 500基ですか。ぜひこういったものについても、東電と計画的に強度を測っていく、そして地域にとっても安全、安心なものを明確にしていくということも大事だと思います。特に、山梨県内は非常に森林・山林が多い地域であります。そのことも含めて、ぜひ計画的にこれから動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

細田防災危機管理課長 委員が御指摘のとおり、やはり本県には森林や山地も多く、また地盤もさまざまな地層の部分がありますので、そこについては一定の強度を保てるように、東京電力にもまた話をしまして、そういったものを確保できるようにしてまいります。

桜本委員 電柱についても、地中化ということが今、全国的に叫ばれてきていると思います。電柱の地中化について、どのような見解をお持ちなのか、お答えください。

細田防災危機管理課長 電柱の地中化につきましては、これまで市街地の幹線道路などを中心に約120キロメートルが整備されているということでありまして、本年度からは、県土整備部で作成しました計画に基づきまして、緊急輸送道路ですとか、人口集中地区などを優先的に整備することになっております。防災の観点からも重要でありますので、県土整備部と連携しながら事業の推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

桜本委員 多くの屋根が被害を受けて損壊したという中で、ブルーシートを張るマンパワーが非常に不足をしていた。そして、それによって損壊の重度も、後の風雨によって全壊に近いような状況になったということも踏まえて、ブルーシートを張る応急処置をする職人の確保ということも重要になってきます。また、職人の対応ができないということであれば、例えば、ボランティアという形の中で、有料ボランティアというんですか、そういった職人以外でブルーシートを応急処置できるような人の確保ということも図っていかなければならない。本当に新たな分野というものを目の当たりにしてきたんですが、ブルーシートの応急処置についてはどのような見解をお持ちでしょうか。また、どのような今後の検討課題があるのか、あるいはどのような計画に基づいてそういったボランティアをふやしていくのか。その辺のことについてお答えください。

細田防災危機管理課長 今回、千葉県では、2万棟を超える住宅に被害があったということで、非常に多くの被害が出ています。そういった状況ですと、やはり本県でも職人の不足というものがあると考えています。このため、今後、職人の確保は非常に重要になってくるというところで、現在、県では職人の団体との協定を結んでおりまして、その協定に基づき、県内のそういったボランティアの確保を図っていきたい。ただ、このように多くの住宅が被害に遭うということになりますと、やはりまだまだ不足するということになります。そのことについては、今回も千葉県では他県へ要請をしたということがありますので、そういった仕組みをまた考えていきたいと考えております。

桜本委員 屋根の被害ということについても、なれない高所作業によって命を失った方が数多くおいでになります。また、詐欺まがいも横行して、高齢者、あるいは独居老人等の被害も数多く起きているといったことで、屋根の応急処置という

ことが新たに変な形で脚光を浴びているというような、新たな問題でございます。こういった新たな問題に適宜対応していくというのが行政、政治の役割だと思いますので、仮に本県で起きた場合でも、ぜひこういったことが速やかに、過去の状況を受けて対処できるような形にしていいただければと思います。防災局長、いかがお考えでしょうか。

井出防災局長 本日さまざまな指摘をいただいている中で、特に屋根の応急復旧についての取り組みが新たな課題だという御指摘は、私どももまさに憂慮している内容だと考えてございます。現在、知事の指示によりまして、山梨県におきましては屋根職人の一般社団法人と協定を締結しているということ、課長のほうから報告させていただきました。この取り組みをもとにしまして、これを各県へ広げていくということも知事の考えの中にはございますので、できるだけ多くの人材を確保しつつ、適切に対応できるような備えをしまいたいと考えてございます。そのためにも、今回の千葉県事例を十分に参考にさせていただきながら、こういった協調体制が大切なのかということも十分学ばせていただいた上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えてございます。

桜本委員 よくわかりました。対応をよろしくお願いいたします。

(議会バスの更新について)

次に、財産管理課に質問させていただきます。手前どものことではありますが、議会バスの更新について何点かお伺いします。先日、リニア議連で京都まで出張いたしました。運転手の方の技術は申し分ないんですが、議会バスの老朽化によって、幾つかある坂道に入れば極端に速度が下がって、それによって後方の車に御迷惑をかける。また、乗っている我々も非常に危なっかしいなど、非常に怖いというようなことをたびたび感じて、不安な目に常に遭っているわけですが、議会バスの走行距離数と経過年数についてお伺いしたいと思います。

雨宮財産管理課長 一般的に、バスの耐久性に問題のない走行距離は100万キロ程度が目安と言われております。県議会のバスにつきましては、購入こそ平成9年と、22年が経過しておりますが、走行距離につきましては現在14万9,000キロとして、バスとしては少ない状態となっております。

桜本委員 100万キロということから考えると、まだまだ後何十年ともつのではないかとは思いますが、例えば、年数が経過してくると、修理する部品などの供給体制はどのようになっているのかということと、あとは燃費です。その辺についてはどのようなデータをお持ちでしょうか。

雨宮財産管理課長 国内におけるバスの平均の使用実績につきましては、20年以上という地域もありますことから、部品の供給につきましては各自動車メーカーが長期間対応しておりまして、現在大きな問題は発生しておりません。また、燃費につきましては、バスの車体重量が重いことから3キロ～4キロ程度と承知しております。

桜本委員 私ども議員の中にも、職業としていた議員もいる中で、限界以上に使っているバスですね、ここまで修理・修繕をよくやりましたねという、そういった話も聞くわけなんですけど、やはり走行距離とか経過年数だけでは言えない部分もあります。我々もそれぞれ県を代表する者でありますので、やはり何かあった

場合ということも含めて、過去、バスの状況によって非常に危ないとか、不安ということを感じながら、もう一回言いますが、これは運転手さんのことではありません。今後の修繕や維持・管理等を考えて、数千万円はするバスを新たに購入するという、そういった古い考え方ではなくて、議員の出張などに応じてのリース方式、あるいはそれに応じて業者との契約というような、他県でも今ふえているという、そういった新しい形態の検討も必要と思います。総務部長、現状をどのようにお考えなのか、最後にお聞かせください。

鈴木総務部長 100万キロということですので、年数でいけばこれから100年ぐらいいけるかもしれませんが、一方で車体自体は確実に減耗しているところがございます。その点、今、桜本委員から、いろんな手法があるという御提案をいただきましたので、いつまで使うのか、更新するとしたらどういう手法があるのかということにつきましては、改めてしっかりと検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(滞納整理に係る市町村への支援について)

大久保委員 今まさに9月議会は決算議会。山梨県でも特別委員会があり、各市町村でも、非常にお金の使い方が吟味されている中で一点、収納率ということです。地域経済は低迷している、所得もふえない、そして今月からは消費税増税。また宿泊税。非常に不安、不満、心配の度合いが増している中で、笛吹市は本当にお恥ずかしい話ですけれども、ワーストの収納率で、滞納率が多いということです。飛躍的にふえることはないにせよ、各市町村に対して公平公正の観点から、やはりこういう状況ではいけないかなという中で、職員の派遣も含めて、市町村にどのような支援をしているのか、伺いたいと思いますけれども。

今井税務課長 市町村にどのような支援をしているかという御質問でございますけれども、県と市町村の協働で地方税滞納整理機構を平成20年に設置しまして以来、先ほど委員もおっしゃった、市町村への職員派遣などは最近になって行われてきているんですけれども、この滞納整理機構において市町村職員の研修なども含めて行っております。着実に収納率の実績が上がってきておりますので、こうした対策を継続して行ってまいりまして、市町村に対し、県がバックアップしていきたいと考えております。

大久保委員 滞納整理機構による指導ですが、全ての市町村に二人、三人というわけにはいかないと思うんですけれども、それはどういう基準で派遣され、どういう効果が上がっているのか。

今井税務課長 滞納整理機構につきましては、平成20年に設置しましたので、平成25年までは機構の案件ということで、市町村の規模にもよりますけれども、滞納金額が100万円以上といった案件については、滞納整理機構のほうで引き上げて、協働して滞納整理をしてきたということがございます。平成26年以降につきましては、市町村の自主性に応じて試みを支援していこうという方向に転換しております。総合県税事務所において、市町村から個人住民税の徴収引継をやっておりますけれども、それについても特に基準というものはございませんが、市町村で困っている案件については総合県税事務所において徴収引継等を受けてやっているというところがございます。実績でございますけれども、以上のような取り組みにより、市町村が徴収しております個人県民税の徴収率につきましては、機構設立時の平成20年度で91.9%でございましたけれ

ども、平成30年度では96%程度というように、かなり改善してきているということでございます。

大久保委員 私も市民の方からそういった相談を受けたりする中で、県の方も一生懸命取り組んで、納税者とコミュニケーションを図るケースが非常に多くあると思うんですけども、県の交渉と市の交渉では、納税者に対して一方的に、表現がいいか悪いかわからないけど、少し高圧的なところがあって、もうちょっとコミュニケーション能力を上げた中で、払いたくなるなどというようなコミュニケーションも必要かなとは思いますが、そこら辺いかがでしょうか。本当に努力してもできないことはできないって、私も言うかもしれないですけども。最後に一点。

今井税務課長 総合県税事務所において行っております徴収対策の研修等を開放し、市町村の職員にも受けてもらうと同時に、昔から滞納整理機構においてもただ単純に差し押さえ等の滞納処分をするだけでなく、納税猶予の適切な活用ということも指導しておりますが、今、委員が指摘した点も踏まえまして、また研修を行ってまいりたいと考えております。

(県庁構内における充電スタンドの整備について)

卯月委員 財産管理課に質問したいと思います。県庁構内における設備について一点お伺いしたいと思います。御案内のとおり、水素燃料電池の研究で環境対策の先端をいく本県であります。これからさらに技術開発に本県がリーダーシップをとっていくことを期待しているところでありますけれども、一方で電気自動車、いわゆるEV自動車ですけれども、これが国産はもとより外国の有名メーカーもこぞって新型車を発表して、これからさらに普及が進んでいくことが見込まれるわけでありまして。その一方で、また充電スタンドの不足ということも言われております。まず、県庁内にはこういった充電スタンドを備えているのかをお伺いしたいと思います。

雨宮財産管理課長 県では、電気自動車や燃料電池車の県内の普及啓発を図るため、公用車として率先導入を行っております。このため、県庁構内には公用車用に1台、普通充電器を設置しております。

卯月委員 普通充電器ということでしょうかから100ボルトで、充電には恐らく数時間から七、八時間かかるのかなという感じがしますが、先ほど言いましたように、これからさらにEVが普及していったら、県民の皆様はもとより、県内を訪れていただく県外からのお客様に、そして環境、また防災という面でもさらに必要が出てくると思います。先日、望月委員からも本会議で質問がありましたが、自動運転についてもこのEVが一步先を進んでいる、そういったことも含めて、さらに今後普及が進んでいくことが見込まれているわけです。所管が違うかもしれませんが、今後そういった充電マップなども必要になってくると思いますが、まずはこういった、訪れた皆さんが充電できるような急速充電器を、例えば一般開放している防災新館等に設置をしていただけたら県民福祉に資するのかなという感じがします。この点について、お答えをお願いいたします。

雨宮財産管理課長 電気自動車の急速充電スタンドの整備につきましては、そもそも県庁に来庁される方はどんな目的でお見えになるかという問題もございまして、委員の

御指摘のとおり、ジュエリーミュージアムに来られる方や、甲府城など県庁の周辺が甲府の観光の中心に当たることから、観光客の御利用といったニーズもあるかと思えます。そういった点を踏まえながら、今後、設置の是非について検討してまいりたいと考えております。

その他

- ・説明員の異動に伴い、警察本部長から紹介を受けた。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、10月下旬から11月下旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・9月2日から4日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹